## 不動産所得のある方へ

# 令和6年度固定資産税償却資産申告のお知らせ

不動産所得のある方へ、申告のお知らせです。

固定資産税は、土地や家屋以外の事業用資産(償却資産)についても課税されます。事業用資産(償却資産)を所有する法人または個人で事業を営んでいる方は、毎年1月1日現在で所有している償却資産について、申告するよう地方税法で定められています。

### 不動産(貸家・駐車場など)経営に関する償却資産も対象です。

事業用資産を所有する方は、忘れず申告をお願いいます。

申告漏れがあった場合は、取得年のいかんにかかわらず「償却資産申告書(償却 資産課税台帳)」の「前年中に取得したもの」に計上し計算してください。種類別 明細書(増加資産用)にも明細を記載ください。

### 申告を要する資産

土地、家屋、自動車、軽自動車を除く事業用資産で**原則として取得価格が20万円以上**のもの(確定申告で減価償却資産として経費計上しているものについては、申告対象資産である可能性が高い。20万円以下でも、減価償却対象資産としている場合は申告の必要がある)

#### 【主な資産の耐用年数 参考】

塀	コンクリート造り又 はコンクリートブロ ック造り	15年
	れんが造り	7年
	石造り	35年
	金属造り	10年
移動性のある組立式建物 (簡易物置などで家屋の課 税対象となっていないもの)		7年
太陽光	<b>光発電設備</b>	17年

舗装道路 及び舗装 路面(駐	コンクリート敷・ブロ ック敷	15年
車場な ど)	アスファルト敷・木れ んが敷	10年
店舗用簡易	3年	
給排水設備	15年	
電気設	蓄電池電源設備	6年
備(照明 設備を含む)	その他のもの (受・変 電設備)	15年

#### ※その他対象資産は申告ください

令和6年度の申告は、令和6年1月31日(水曜日)が提出期限です。

※償却資産申告書は、資産の所在する市町村へ提出するものです。